

【第7号議案】

## 日本工学会細則改訂の件

日本工学会細則を次のとおり改訂する。

新	旧	改訂・追加の理由
<p>第12条 <u>評議員は正会員または理事会の推薦によって会長が委嘱する。</u></p> <p>(1) <u>正会員の推薦による評議員</u> 評議員を推薦する正会員は理事会において理事候補者学会、幹事候補者推薦学会 以外の正会員の中から決める。</p> <p>(2) <u>理事会推薦による評議員</u> 理事会において評議員若干名を推薦することができる。</p> <p>2. <u>評議員の任期は2年とし、再任を妨げない。</u></p> <p>3. <u>評議員は理事会に出席し、意見を述べることができる。</u></p>	<p>第12条 1. 評議員は正会員の推薦によって会長が委嘱する。</p> <p>評議員を推薦する正会員は理事会において理事候補者学会、幹事候補者推薦学会 以外の正会員の中から決める。</p> <p>2. 評議員は理事会に出席し、意見を述べることができる。</p>	<p>理事会推薦の評議員の規定を新たに設ける。また、評議員の任期を明確に規定する。</p>
<p>第14条 理事は次の区分により会務を分担する。<u>企画、会計、事業</u></p>	<p>第14条 理事は次の区分により会務を分担する。<u>庶務、会計、講演、編集</u></p>	<p>従来の庶務の担務の中の企画面を重視するため、庶務という名称を企画と変更する。また、理事は各年度3名ずつ交代するため、講演と編集を一つにまとめ、事業とする。</p>
<p>第19条 正会員の会費は<u>毎年6月に徴収する。</u>ただし、会費を徴収する時期に前年度決算書が整わない場合には、前々年度決算書によって算出し、次回徴収の際に精算する。</p> <p>2. <u>特別の事情により会費を一括して納付できない場合には、会計担当理事の判断により、分割納付ができるものとする。</u></p>	<p>第19条 正会員の会費は<u>毎年6月と12月の2回に分けて徴収する。</u>ただし、会費を徴収する時期に前年度決算書が整わない場合には、前々年度決算書によって算出し、次回徴収の際に精算する。</p>	<p>事務効率化のため、会費の納付を原則として一括で行うこととし、それが不可能な場合に対応できるよう、第2項を付け加える。</p>
<p>第26条 <u>年度のはじめに総会が開催できない場合には、総会開催までの間は、理事会の議決を経た収支予算書を暫定予算として運営を行うものとする。ただし、この収入支出は新たに成立した予算の収入支出とみなす。</u></p>		<p>定款第36条では、年度の初めに収支予算書を作成することになっているが、その時点から予算書を承認する総会までに時間の空きがある場合に備えて、対応を新たに規定する。</p>

以上